

石巻市と仙台北法務局との 街づくりの推進等に関する包括連携協定

石巻市（以下「甲」という。）と仙台北法務局（以下「乙」という。）は、東日本大震災からの復興に向けた中心市街地の街づくりの推進等に向けた幅広い協働の取組を実施するため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との相互の連携の更なる強化を図るために必要な事項を定めることにより、双方の人的・物的資源の活用を図り、もって東日本大震災からの復旧・復興に向けた街づくりの推進等に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 東日本大震災からの復旧・復興に向けた中心市街地の街づくりのための地図整備に関する事項
- (2) 大規模災害時における復旧・復興支援に関する事項
- (3) 相互連携による相続登記の促進に関する事項
- (4) 住民サービスの向上等に関する事項
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（具体的な実施事項等）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

2 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に促進するために必要があると認めるときは、宮城県司法書士会、宮城県土地家屋調査士会、宮城県人権擁護委員連合会その他の関係機関に、必要な協力を求めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成34年3月末日までとするものとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申出がないときは、1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た秘密を相手方の承諾なしに他に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合には、甲乙協議の上、解決の方途を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月19日

甲：石巻市長

龜山 滋



乙：仙台北法務局長

秦 眞也

